

和解協定書

申立人全国印刷出版産業労働組合総連合会京都地方連合会個人加盟支部（以下「申立人組合」という。）、被申立人株式会社プリントパック（以下「被申立人会社」という。）は、申立人組合が京都府労働委員会に申し立てた京労委平成29年（不）第6号第2プリントパック不当労働行為救済申立事件について、下記条項のとおり和解した。

よって、京都府労働委員会の立会いを得て、本書を作成する。

記

1. 被申立人会社は、平成29年11月10日に、被申立人会社西原常務取締役が申立人組合村中組合員に話したことは、方法において「詰問」「恫喝」であったとは言えないとしても、その内容が村中組合員の申立人組合加入が同組合員にとって将来不利益となることもあるかのような内容に及んだ点において不適切であり、労働組合法が禁止する不当労働行為に該当する行為であることを確認し、申立人組合に対し謝意を表明し、今後このようなことを繰り返さないことを誓約する。
2. 前項記載の被申立人会社西原常務取締役発言に起因する問題が労使で自主的に解決できず、京都府労働委員会平成29年（不）第6号・第2プリントパック不当労働行為救済申立事件に至るにつき事前の話し合いの機会が一度も無かつたことを申立人組合及び被申立人会社は確認し、申立人組合及び被申立人会社は話し合いによる解決を図ることが労使関係の基本であったことを改めて確認する。
3. 被申立人会社は申立人組合に対し本件解決にあたって解決金を支払う。
4. 申立人組合及び被申立人会社は、中央労働委員会における平成29年2月13日付の和解の遵守が、今後の相互の信頼関係の構築にとって肝要であることを改めて確認する。

平成 30 年 10 月 11 日

申立人 全国印刷出版産業労働組合総連合会

京都地方連合会個人加盟支部

支部長 井上俊幸



申立人代理人 弁護士 中村和雄



弁護士 塩見卓也



弁護士 諸富健



被申立人 株式会社プリントパック

代表取締役 木村進治



被申立人代理人 弁護士 木村圭二郎



弁護士 濱和哲



弁護士 白浜徹朗



弁護士 松下守男



立会人 京都府労働委員会

審査委員

田道敏夫

労働者側参与委員

中山敏行

使用者側参与委員

安藤源行

